

【公正証書遺言作成の際に提出していただく主な必要書類】

相談日： 年 月 日
氏名： 様
紹介者： 様
※更新日：2024年12月11日

齋藤幸雄税理士事務所
税理士・行政書士・宅地建物取引士
齋藤 幸雄（さいとう さちお）

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
丸の内北口ビルディング9階
携帯:080-3028-7898
E-Mail:sachio.saito@proud-tax.jp
URL: <https://proud-tax.jp/>

無断転用・転載禁止

【遺言者ご本人様の情報をご記入ください。】

- ・氏名：
- ・フリガナ：
- ・住所（住民票上）：〒
- ・住所（郵送先）：〒
- ・本籍：
- ・生年月日：
- ・職業：
- ・電話番号：
- ・メールアドレス（必須）：

※メールアドレスをお持ちでない方もご家族様のもので結構ですので、緊急事態に備えて連絡可能なメールアドレスをお知らせください。

【確認事項】

- ・遺言者に意思能力はありますか？ はい いいえ
- ・遺言者の意思能力がなく、遺言内容や効果を理解できない状態である場合には、弊社ではお受けできません。また、財産の種類、遺言内容、相続人の状況等から弊社でお受けできない場合がございます。 確認しました。
- ・遺留分侵害額の具体的計算等は複雑ですので、弁護士にご相談ください。 確認しました。
- ・自筆証書遺言の作成支援は行っておりませんのでご注意ください。 確認しました。

※該当する番号には○を、該当しない番号には×を記入ください。

※弊社で取得代行可能な書類もございます（別途実費や手数料が発生する場合あり）。詳しくは担当者にお尋ねください。

	必要書類名	書類取得先、取得理由等
【戸籍関係書類】		
1	遺言書の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	・市区町村役場で取得します。
2	遺言者の戸籍謄本、住民票（発行後3か月以内のもの）	・市区町村役場で取得します。 ・遺言者の出生から現在までの戸籍を取得します。
3	相続人の戸籍謄本、住民票（発行後3か月以内のもの）	・市区町村役場で取得します。 ・遺言者と相続人の続柄がわかる戸籍謄本・原戸籍をご用意ください。
4	相続人以外に遺贈する場合は、受遺者の住民表（発行後3か月以内のもの）又は運転免許書写し	・市区町村役場で取得します。
【財産確認書類】		
5	不動産登記簿謄本（土地、建物）	・固定資産税通知書や名寄帳に記載された地番を確認後に法務局の窓口、郵送、オンライン登記情報提供サービスで取得します。
6	固定資産評価証明書又は直近の固定資産税納付通知書（令和____年度分）	・お持ちの不動産の所在する都税事務所、市区町村役場の窓口、郵送、電子申請で取得します。
7	名寄帳（令和____年度分）	・お持ちの不動産の所在する都税事務所、市区町村役場の窓口、郵送で取得します。 ・道路で非課税のものや共有不動産も含めて発行依頼ください。
8	預貯金通帳写し ※貸金庫（あり・なし） 銀行 支店	・金融機関名、支店名、口座番号が記載されているページ（通帳の表紙、第一面）のコピーをお願いします。 ・通帳の直近残高が記載されているページのコピーをお願いします。
9	証券会社の取引報告書、残高証明書、死亡保険金の保険証券コピー	・金融機関へお問い合わせください。 ・遺言者の直近の取引報告書をご用意ください。 ・保険証券のコピー、保険契約引受のお知らせをご用意ください。
10	貸付金	・貸付金がある場合には、金銭消費貸借契約書等をご用意ください。
11	自動車、船舶等	・自動車等を保有している場合には、車検証等のコピーをお願いします。
12	ゴルフ会員権、リゾート会員権	・会員権証書、預託金証書、契約書等をご用意ください。
13	美術品、貴金属等	・購入時の鑑定書、美術品の写真をご用意ください。 ・作者、作品名等の明細書をご用意ください。
14	その他	・その他ローン債務、財産価値があると思われるものがございましたらお知らせ下さい。

本資料は、2024年1月1日現在の税制に基づき齋藤幸雄税理士事務所が作成いたしました。今後税制等に変更があった場合には記述内容が変わることもあります。
本資料の無断転用・転載は著作権法に違反しますのでお断りします。

	必要書類名	書類取得先、取得理由等
【証人の必要書類】		
15	証人2名の運転免許書又は住民票等写し	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人に証人のあつせんを希望される場合は不要です。 ・相続人やその配偶者など、関係者は証人にはなれません。
16	証人の職業についてお知らせ下さい (自己申告可)	
【遺言執行者の必要書類（遺言執行者を定める場合）】		
17	遺言執行者の運転免許書又は住民票等写し	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言執行者は証人、相続人、受遺者でも指定することができます。 ・遺言執行者には、相続人代表、受遺者、専門家（弁護士、税理士、行政書士）がなることが多いです。
【その他】		
18	(過去の) 公正証書遺言写し (あり・なし)	
19	(3年分の) 所得税申告書写し (あり・なし) (直近の) 財産債務調書写し (あり・なし)	
20	(3年分の) 消費税申告書写し (あり・なし) (過去の) 消費税届出書写し (あり・なし)	
21	(過去の) 相続税申告書写し (あり・なし)	
22	祭祀承継者をお知らせ下さい。 (もしあれば)	
23	付言事項があればお知らせください。 (もしあれば)	
24	遺言者は公正証書作成当日にご 実印 をご用意ください。 (公証人役場で作成・出張希望)	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人にご自宅、病院等に出張してもらう場合には、事前にその旨お伝えください。 ・遺言者が、病気又は高齢等のために体力が弱り、公証役場に赴くことができず、公証人が、ご自宅、老人ホーム、介護施設等に赴いて、遺言公正証書を作成する場合には、別途手数料が加算されるほか、公証人の日当と、現地までの交通費がかかりますのでご注意ください。